

第31回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年7月8日

大臣指示

○ 本日の政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、7月12日から8月22日までの間、沖縄県に加え東京都も緊急事態措置区域とすること並びに埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府のまん延防止等重点措置を延長すること、北海道、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県のまん延防止等重点措置は7月11日をもって終了すること等が決定されました。

○ 今後、従来株からB.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されること、また、お盆、長期休暇等の人の動きが活発化する時期を控えていることから、引き続き、交通事業者等を通じ、不要不急の外出・移動の自粛等を求めるとともに、感染防止等の徹底に取り組む必要があります。

こうした観点に立ち、私からは、国土交通省を挙げて感染拡大の防止に万全を期すよう、以下のとおり、改めて指示いたします。

○ 具体的には、

・まず、高速道路料金における休日割引の適用休止措置を引き続き実施するとともに、高速道路のSA・PAや空港や鉄道駅等における移動自粛の呼びかけ、主要空港におけるサーモグラフィー

による検温の徹底、緊急事態措置区域等を対象エリアに含む高速道路周遊パスの新規申込の受付停止を継続実施すること

・また、遠隔地間の帰省・旅行等について、出発地又は到着地でのPCR検査等の勧奨等を促進するよう、航空会社・旅行会社に対し旅行者への周知・情報提供の協力を依頼すること。特に、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道、沖縄へ向かうことができる限り多くの利用者に対し無料のPCR検査等を活用していただくよう呼びかけを行うこと

・国土交通省としてもテレワークの活用等により出勤職員の7割削減を自ら徹底するとともに、所管事業者に対し、改めて、テレワークの活用等について協力を強く要請すること

・所管の各業界の事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、資金繰りに関する支援等についての相談窓口において、引き続き必要な対応を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと

・昨年来、政府として種々の支援策を講じて、現在に至っているが、中でも雇用調整助成金については、今般、9月までこれまでと同水準の支援を行うと決定されたことを踏まえ、所管事業者に対し周知徹底し、その積極的活用を促すこと

・「地域観光事業支援」のうち、県内旅行の割引事業に対する支援については、昨日時点で、36県から交付申請があり、22県に対し、交付決定を行っております。また、宿泊事業者による感染防止対策等への支援については、昨日時点で、46都道府県から交付申請があり、36都道府県について、交付決定を行いました。

こうした中、引き続き、観光関連事業者は極めて深刻な影響が続くことが予想されるため、これらの支援策について、都道府県や事業者にも周知し、着実な実施を促すこと

・公共交通機関や観光地において、業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策の更なる徹底を要請するとともに、公共交通機関の利用者等に対し、マスクの着用や会話は控えめにすることなどの利用時のマナーや、公共交通機関は安全な移動手段であること等についての積極的な情報発信に力を入れること

・また、検査・サーベイランスの強化として、関係省庁と連携し、下水サーベイランスを新型コロナの監視体制の強化にどのように活用していくか検討を推進すること

以上を指示いたします。

○ また、ワクチンの職域接種については、今後の国のワクチンの供給見通し等を踏まえつつ、接種全体の加速化を図る観点から、

国土交通省としても事業者と政府・自治体との調整等、しっかりとサポートしていただきたいと思えます。

- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。改めて、国土交通省の全ての職員一人一人が思いを1つにし、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもち、自らの体調管理を徹底し、感染予防対策並びにそれぞれ業務に全力で励んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

- 私からは以上です。